

平成23年度 京都市立堀川高等学校特色選抜実施要項

1 募集学科、類・類型

普通科第Ⅰ類

2 募集人員

4名

3 学校の特徴

校訓「立志・勉勵・自主・友愛」のもと、自立する18歳を育てることを目標にしています。自立のために必要なこと、それはさまざまな経験を通して学ぶことであり、堀川高校はこの学ぶ機会を多く用意しています。

総合的な学習の時間では『総合探究』という学習を行います。『総合探究』は、「受けとる力・考える力・判断する力・表現する力」を身につけることで、課題の発見・設定と解決に取り組む能力を養う、堀川高校独自の学習です。生徒の「学びたい」という気持ちが具体化し、発展します。

文化祭・体育祭、学校説明会や海外研修旅行などの学校行事の多くが生徒に委ねられています。生徒会や学校説明会スタッフ、総合探究委員会や研修旅行委員会など、生徒の「やってみよう」という気持ちに応える多くの場が用意されています。

4 求める生徒像

- (1) 教科の学習に加えて、教科以外の学習に対しても積極的で、いろいろなことに挑戦する意欲的な生徒。あらゆる場面で「学ぶ」ことに対する意欲を持つ生徒。
- (2) さまざまな分野で多彩な経験や実績をもつ生徒。
 - ・研究活動が好きで、発表等の経験が豊富で、各種コンテストで顕著な実績をもつ。
 - ・本や新聞を読むことが好き。あるいは新聞作成などの経験が豊富。
 - ・ボランティア活動で積極的な社会貢献を果たした。
 - ・部活動、生徒会活動や地域活動などで顕著な実績をもつ。
- (3) 入学後は他の生徒とともに、探究活動をはじめとするいろいろな場面で、リーダーとなって行動しようと思う生徒。

5 出願資格

平成23年度京都府公立高等学校入学者選抜要項に示す志願者の要件を満たし、かつ本校特色選抜の趣旨を十分に理解している者。

6 出願の要領

- (1) 他の公立高等学校の適性検査、推薦入学、特色選抜との併願はできない。また、本校の推薦入学との併願はできない。
- (2) 願書受付期間
 - 平成23年2月1日(火)午前9時～午後4時
 - 平成23年2月2日(水)午前9時～午後4時中学校長を通じて出願すること。なお、審査手数料2,200円は現金で納入すること。
やむを得ない理由により郵送する場合は、中学校長が電話で本校校長に、志願者氏名その他の必要な事項を連絡のうえ、返信用としてあて先を記入し書留速達送付分の切手を貼った封筒と審査手数料分の郵便小為替を同封し、書留速達により提出すること。
(平成23年1月27日(木)から1月30日(日)までの消印のあるものに限り有効とする。)

- (3) 提出書類
- ア 特色選抜入学願書(様式推特-1)
 - イ 写真票(様式推特-1の2)
 - ウ 自己申告書
 - エ 報告書(様式Cの1)
 - オ 特色選抜について(様式推特-2)

(4) 願書提出先

〒604-8254 京都市中京区東堀川通錦小路上る四坊堀川町 622-2
京都市立堀川高等学校 学校長宛 TEL 075-211-5351

7 入学者の選抜

- (1) 志願者全員に対して個人面接(志願状況により集団で行う場合がある)と小論文を実施する。
- (2) 面接と小論文の日程は次のとおりとする。
- 平成 23 年 2 月 15 日(火)
- 集合時間: 午前 8 時 30 分(時間厳守のこと)
- 集合場所: 堀川高校 本館
- | | |
|------------------------|-------------------|
| 検査時間: 午前 8 時 30 分 | 集合・諸注意 |
| 午前 9 時 00 分～ 9 時 50 分 | 小論文(800～1000 字程度) |
| 午前 10 時 00 分～12 時 00 分 | 個人面接 |
- ※ 面接の順番は集合の際に志願者に連絡する。
- ※ 個人面接は一人 10 分程度で行う。面接時間や面接方法(個人・集団)を変更することがある。その場合は、平成 23 年 2 月 4 日(金)までに中学校長に連絡する。
- (3) 入学者の選抜は、報告書、自己申告書、小論文及び面接の結果を資料として総合的に判断し、合格内定者を決定する。資料のいずれか一つでも適性を著しく欠く場合は、不合格とする場合がある。
- (4) 「面接」:「小論文」:「自己申告書」:「報告書」の配点の比率は、1:1:1:1 とする。

8 合格内定者の通知及び合格者の発表

- (1) 合格内定者に対しては中学校長を経由して合格内定通知書を平成 23 年 2 月 21 日(月)に交付する。
- (2) 合格内定者については、一般選抜の合格者とともに合格を決定したうえ、平成 23 年 3 月 16 日(水)、本校において合格者として発表する。
- (3) 合格内定者は平成 23 年度京都府公立高等学校入学者選抜要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。また、合格内定後は、内定を辞退したとしても、選抜要項に基づく他の京都府公立高等学校入学者選抜に改めて志願することはできない。
- (4) 合格内定とならなかった者は、平成 23 年度京都府公立高等学校入学者選抜要項により、改めて一般選抜を志願することができる。

9 その他

本要項に定めのない事項、その他詳細については、平成 23 年度京都府公立高等学校入学者選抜要項に定めるところによるものとする。